

第4章

介護保険事業費の見込み・保険料の設定

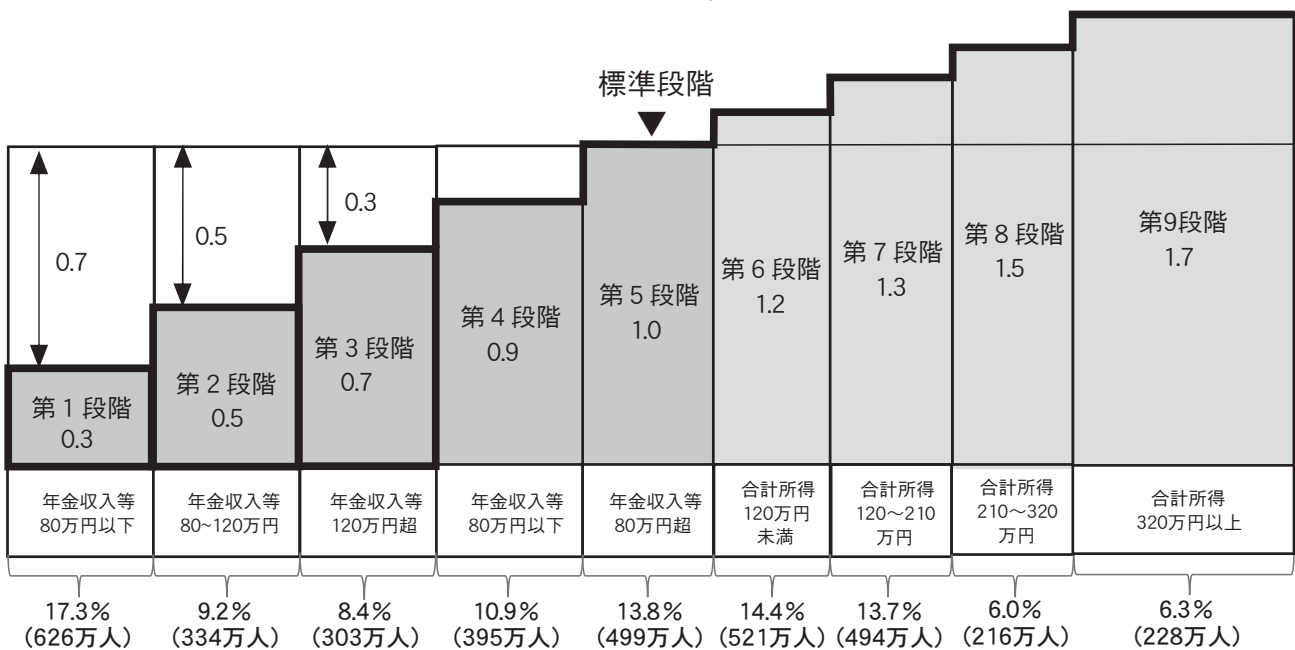


第1 サービス見込量の算定方法

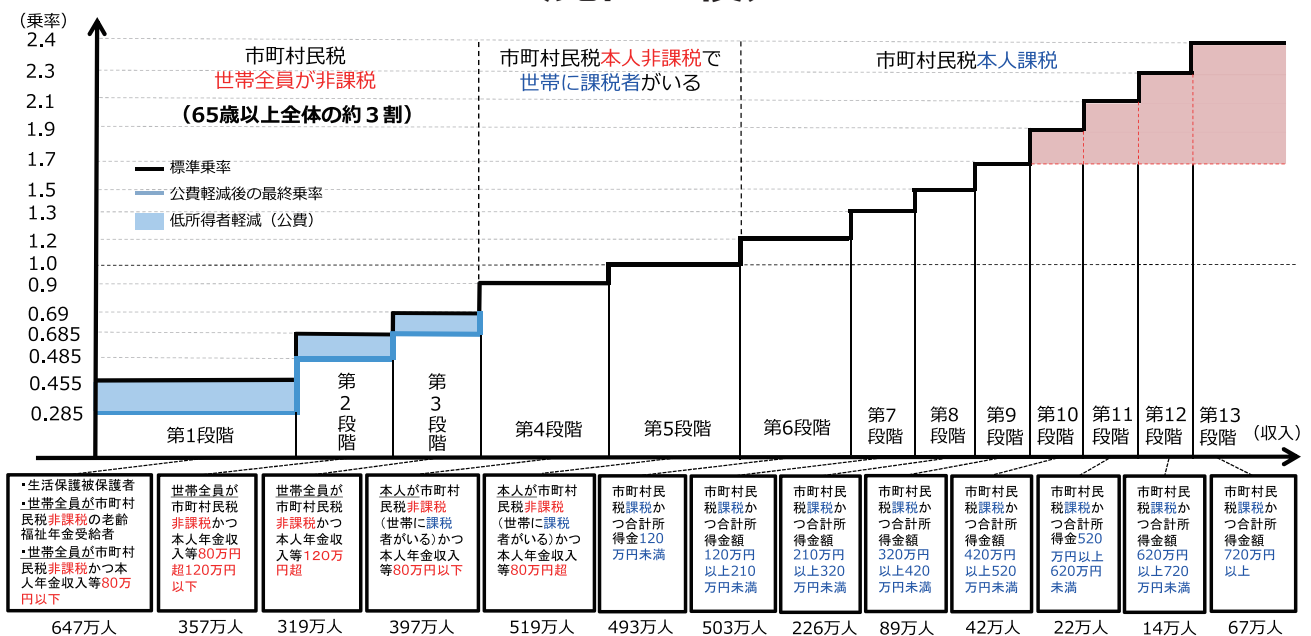
介護保険サービス見込量の算定にあたり、1号保険料の見直しについて、標準的な段階数、乗率、低所得者軽減充当公費と保険料の多段階化の役割分担については、令和5年12月の厚生労働省社会保障審議会介護保険部会において、方針が決定しました。

介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再分配機能を強化する（標準段階の9段階から13段階への多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等）ことで、低所得者の保険料上昇の抑制（低所得者の最終乗率の引下げ）を図ることとなりました。

<現行制度>



<見直し後>



資料：第110回社会保障審議会介護保険部会（令和5年12月22日）

第2 介護給付費等の見込み

1 介護(予防)サービス利用者の推移と見込み

令和6年度から令和8年度における介護（予防）サービスの利用については、令和3年度から令和5年度の実績等をもとに見込みます。

【介護予防（要支援1・2）サービスの利用者数の推移と見込み】

(単位：人)

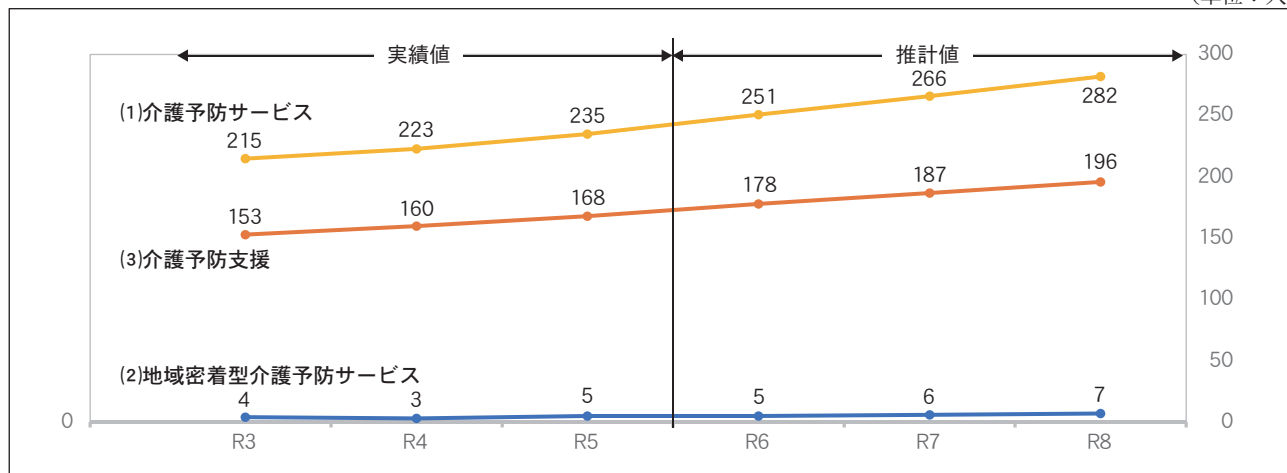
サービス種類	第8期			第9期		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
(1) 介護予防サービス						
①介護予防訪問入浴介護	1	1	1	1	1	1
②介護予防訪問看護	10	11	14	17	18	19
③介護予防訪問リハビリテーション	9	7	8	8	9	9
④介護予防居宅療養管理指導	6	8	11	10	11	12
⑤介護予防通所リハビリテーション	60	61	67	70	74	78
⑥介護予防短期入所生活介護	4	4	4	6	6	6
⑦介護予防短期入所療養介護	1	1	0	0	0	0
⑧介護予防特定施設入居者	7	8	7	8	9	10
⑨介護予防福祉用具貸与	112	117	116	125	131	138
⑩特定介護予防福祉用具販売	2	2	3	3	4	5
⑪介護予防住宅改修	3	3	4	3	3	4
小計(①～⑪)	215	223	235	251	266	282
(2) 地域密着型介護予防サービス						
①介護予防小規模多機能型居宅介護	4	2	4	4	5	6
②介護予防認知症対応型共同生活介護	0	1	1	1	1	1
小計(①～②)	4	3	5	5	6	7
(3) 介護予防支援	153	160	168	178	187	196
合計【(1)～(3)】	372	386	408	434	459	485

※1ヶ月当たりの利用者数を表記、R5は9月末現在。

資料：富谷市

介護予防サービスの利用者数の推移と見込み

(単位：人)



【介護（要介護1～5）サービス利用者数の推移と見込み】

（単位：人）

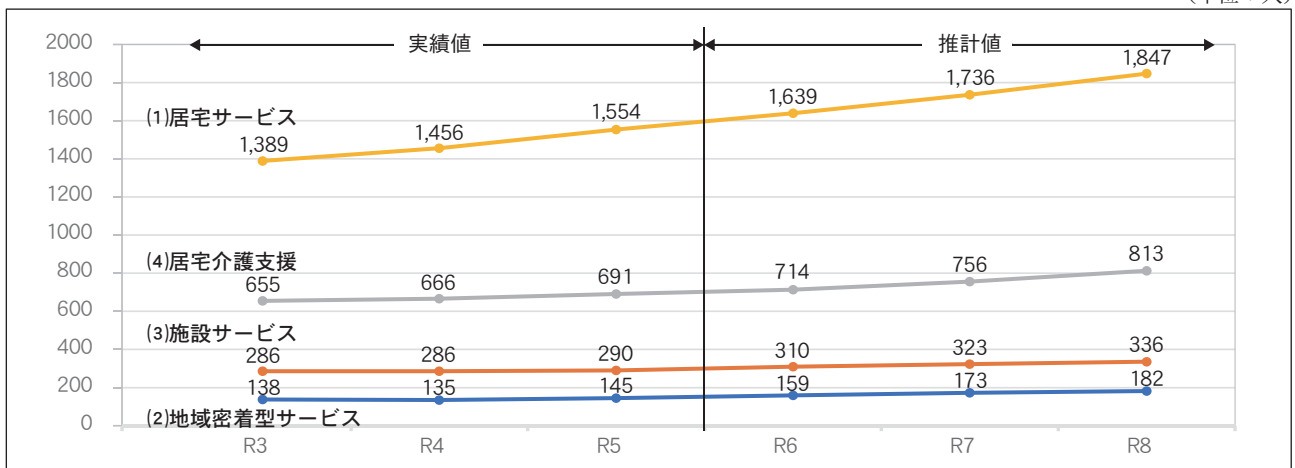
サービス種類	第8期			第9期		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
(1) 居宅サービス						
①訪問介護	112	130	143	148	152	159
②訪問入浴介護	24	30	35	35	36	37
③訪問看護	79	87	84	90	91	93
④訪問リハビリテーション	27	34	42	42	45	46
⑤居宅療養管理指導	116	128	142	143	154	165
⑥通所介護	320	324	343	365	390	414
⑦通所リハビリテーション	152	153	157	168	176	188
⑧短期入所生活介護	90	87	93	104	111	119
⑨短期入所療養介護	12	12	17	17	18	19
⑩特定施設入居者生活介護	21	26	33	40	45	49
⑪福祉用具貸与	424	435	451	474	504	542
⑫特定福祉用具販売	7	5	8	8	9	10
⑬住宅改修	5	5	6	5	5	6
小計（①～⑬）	1,389	1,456	1,554	1,639	1,736	1,847
(2) 地域密着型サービス						
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	17	17	21	22	23	24
②小規模多機能型居宅介護	20	21	21	22	23	24
③認知症対応型共同生活介護	34	34	34	35	38	39
④地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	27	27	28	29	30	32
⑤看護小規模多機能型居宅介護	21	22	24	33	40	43
⑥地域密着型通所介護	19	14	17	18	19	20
小計（①～⑥）	138	135	145	159	173	182
(3) 施設サービス						
①介護老人福祉施設	176	181	180	191	198	206
②介護老人保健施設	110	105	110	119	125	130
③介護医療院	0	0	0	0	0	0
④介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0
小計（①～④）	286	286	290	310	323	336
(4) 居宅介護支援	655	666	691	714	756	813
合計【（1）～（4）】	2,468	2,543	2,680	2,822	2,988	3,178

※1ヶ月当たりの利用者数を表記、R5は9月末現在。

資料：富谷市

介護サービス利用者数の推移と見込

（単位：人）



2 介護(予防)サービス給付費の推移と見込み

令和6年度から令和8年度における介護（予防）サービスの利用については、令和3年度から令和5年度の実績等をもとに見込みます。

【予防給付費（要支援1・2）の推移と見込み】

(単位：千円)

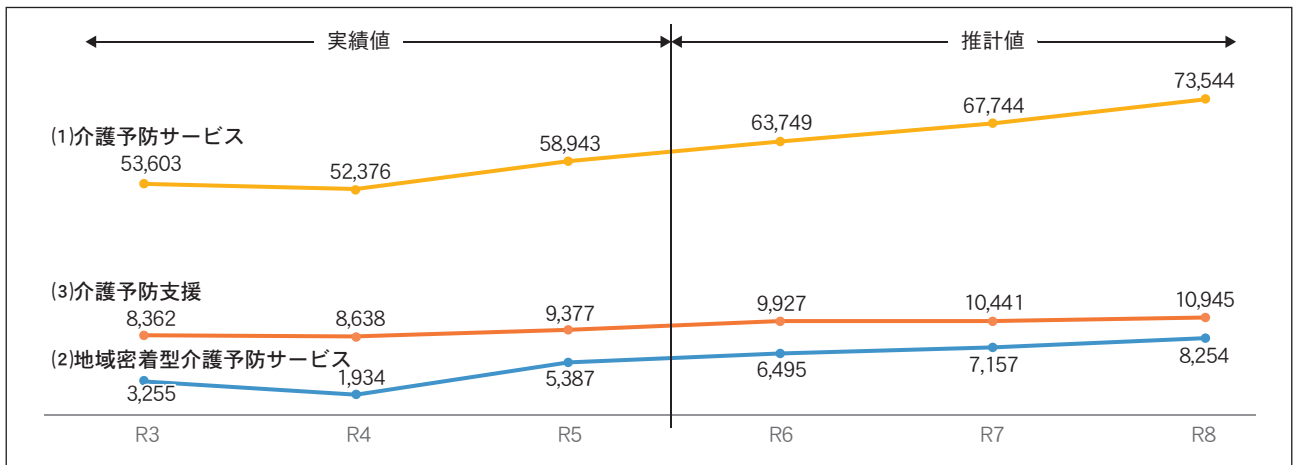
サービス種類	第8期			第9期		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
(1) 介護予防サービス						
①介護予防訪問入浴介護	18	17	14	10	10	10
②介護予防訪問看護	3,014	3,056	4,330	4,482	4,745	5,002
③介護予防訪問リハビリテーション	2,796	2,091	2,849	2,397	2,774	2,774
④介護予防居宅療養管理指導	663	916	925	1,055	1,146	1,235
⑤介護予防通所リハビリテーション	24,771	23,928	27,454	28,818	30,634	32,632
⑥介護予防短期入所生活介護	2,578	1,732	1,496	2,560	2,563	2,563
⑦介護予防短期入所療養介護	45	131	0	0	0	0
⑧介護予防特定施設入居者	6,155	6,729	6,185	8,294	9,018	10,251
⑨介護予防福祉用具貸与	9,191	10,066	10,459	10,669	11,180	11,783
⑩特定介護予防福祉用具販売	676	627	845	945	1,155	1,365
⑪介護予防住宅改修	3,696	3,083	4,386	4,519	4,519	5,929
小計 (①～⑪)	53,603	52,376	58,943	63,749	67,744	73,544
(2) 地域密着型介護予防サービス						
①介護予防小規模多機能型居宅介護	3,255	1,772	2,236	3,056	3,714	4,811
②介護予防認知症対応型共同生活介護	0	162	3,151	3,439	3,443	3,443
小計 (①～②)	3,255	1,934	5,387	6,495	7,157	8,254
(3) 介護予防支援	8,362	8,638	9,377	9,927	10,441	10,945
合計【(1)～(3)】	65,220	62,948	73,707	80,171	85,342	92,743

※令和5年度：9月末現在

資料：富谷市

【予防給付費の推移と見込み】

(単位：千円)



【介護給付費（要介護1～5）の推移と見込み】

（単位：千円）

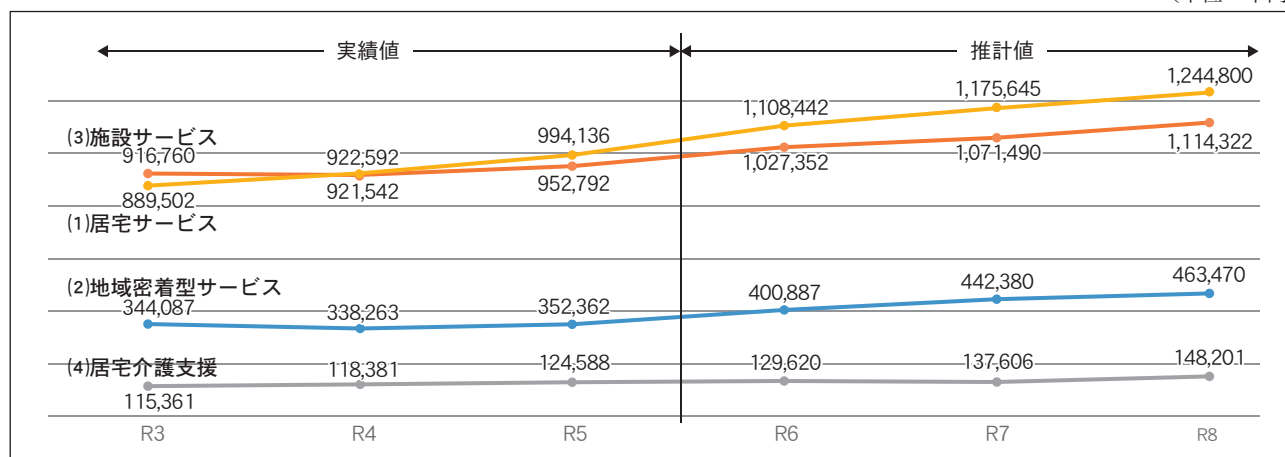
サービス種類	第8期			第9期		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
(1) 居宅サービス						
①訪問介護	92,031	120,233	134,839	162,852	165,712	170,422
②訪問入浴介護	19,959	23,881	21,395	25,044	25,826	26,635
③訪問看護	43,040	47,742	45,996	48,621	49,342	50,524
④訪問リハビリテーション	11,833	13,334	14,326	18,523	19,833	20,393
⑤居宅療養管理指導	16,234	17,251	18,425	19,746	21,274	22,784
⑥通所介護	327,901	322,189	355,381	376,233	403,335	426,738
⑦通所リハビリテーション	126,773	120,067	122,591	129,036	135,200	144,643
⑧短期入所生活介護	115,839	108,213	115,391	122,165	129,430	138,032
⑨短期入所療養介護	12,968	10,573	13,397	18,576	20,089	20,536
⑩特定施設入居者生活介護	42,957	56,846	66,553	92,238	104,153	113,842
⑪福祉用具貸与	71,445	73,915	78,029	83,447	89,032	96,011
⑫特定福祉用具販売	2,182	2,041	2,287	3,253	3,711	4,122
⑬住宅改修	6,340	5,257	5,526	8,708	8,708	10,118
小計（①～⑬）	889,502	921,542	994,136	1,108,442	1,175,645	1,244,800
(2) 地域密着型サービス						
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	22,731	27,307	34,092	38,687	41,603	42,525
②小規模多機能型居宅介護	48,125	47,301	48,587	50,729	53,959	56,204
③認知症対応型共同生活介護	105,189	101,576	101,269	105,656	114,827	117,653
④地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	92,038	91,736	96,789	102,254	105,705	112,929
⑤看護小規模多機能型居宅介護	56,901	62,512	58,856	90,453	112,390	119,693
⑥地域密着型通所介護	19,103	7,831	12,769	13,108	13,896	14,466
小計（①～⑥）	344,087	338,263	352,362	400,887	442,380	463,470
(3) 施設サービス						
①介護老人福祉施設	550,998	565,061	566,034	607,425	630,400	655,539
②介護老人保健施設	365,762	357,531	386,758	419,927	441,090	458,783
③介護医療院※	0	0	0	0	0	0
④介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0
小計（①～④）	916,760	922,592	952,792	1,027,352	1,071,490	1,114,322
(4) 居宅介護支援						
	115,361	118,381	124,588	129,620	137,606	148,201
合計【（1）～（4）】	2,265,710	2,300,778	2,423,878	2,666,301	2,827,121	2,970,793

※令和5年度：9月末現在

資料：富谷市

【介護給付費の推移と見込み】

（単位：千円）



3 地域支援事業の推移と見込み

介護予防・日常生活支援総合事業費は、介護予防・訪問介護サービス費等の実績等から算出します。
 包括的支援事業・任意事業費については、地域包括支援センター運営費や生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業等の包括的支援事業と給付等費用適正化、家族介護支援事業等の任意事業の実績等から算出します。

【地域支援事業給付費の推移】

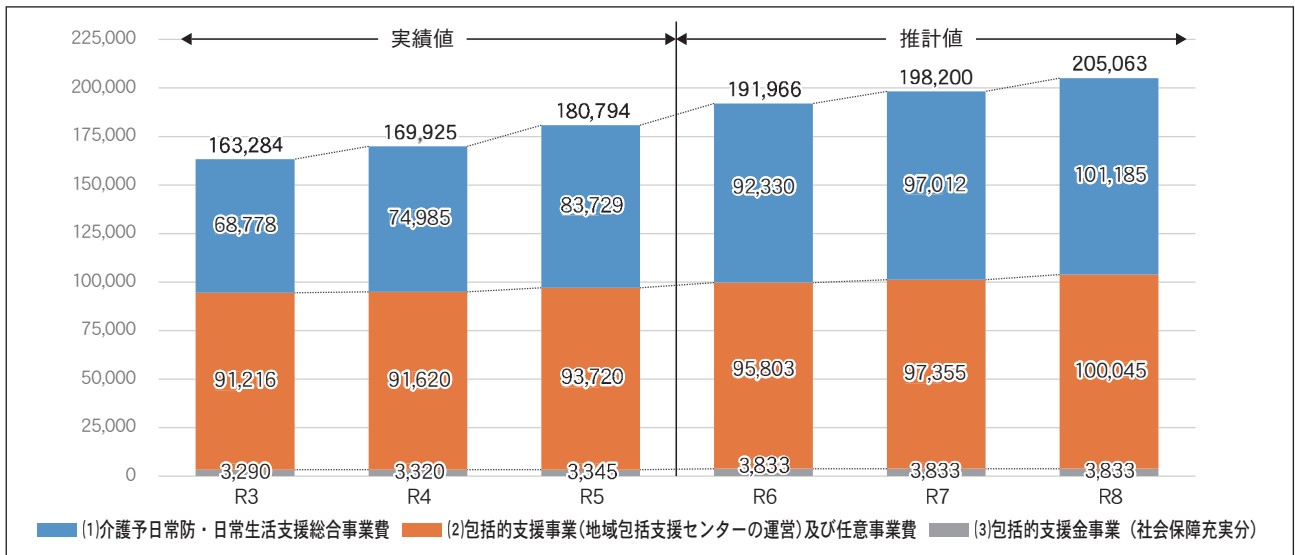
(単位：千円)

サービス種類	第8期			第9期		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
(1)介護予防・日常生活支援総合事業費	68,778	74,985	83,729	92,330	97,012	101,185
(2)包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	91,216	91,620	93,720	95,803	97,355	100,045
(3)包括的支援事業（社会保障充実分）	3,290	3,320	3,345	3,833	3,833	3,833
合計	163,284	169,925	180,794	191,966	198,200	205,063

※令和5年度：地域支援事業交付金所要額調

資料：富谷市

【地域支援事業給付費の実績と推計】



【介護給付・地域支援事業の全体像】

介護保険制度

介護給付（要介護1～5）

介護予防給付（要支援1～2）

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（要支援1～2、それ以外の方）

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・訪問型サービス、通所型サービス、介護予防支援事業（ケアマネジメント）
- 一般介護予防事業

(2) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業

- 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）
 - ・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援、地域ケア会議の充実
- 任意事業
 - ・介護給付費適正化事業、家族介護支援事業、その他の事業

(3) 包括的支援事業（社会保障充実分）

- 在宅医療・介護連携推進事業
- 認知症総合支援事業
 - ・認知症初期集中支援事業、認知症地域支援・ケア向上事業等
- 生活支援体制整備事業
 - ・コーディネーターの配置、協議体の設置等

地域支援事業（65歳以上の方）

第3 介護保険事業費の推計

介護保険制度における第1号被保険者が負担する保険料は、3年間の介護保険事業運営期間を通じて財政の均衡が保たれるように設定されており、3年に一度、全国一斉に改定されることになります。（介護保険法第129条）

本市においても制度改正等を踏まえ、介護保険事業計画におけるサービスの見込量などに基づく給付水準の見直しを行い、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度における、第1号被保険者の保険料の改定を予定しています。

第8期計画期間における介護サービスの実績や高齢者人口推計等をもとに、国から示された基準・規則を踏まえて試算を行い、介護保険事業費を見込みました。

【第9期介護計画・介護保険事業費（給付費）推計額】

（単位：千円）

区 分	R6	R7	R8	3年間合計
①総給付費	2,746,472	2,912,463	3,063,536	8,722,471
②特定入所者介護サービス費等 給付額	96,256	98,181	100,144	294,581
③②の制度改正に伴う財政影響額	1,359	1,512	1,542	4,413
④高額介護サービス費等給付額	57,320	59,039	60,811	177,170
⑤④の制度改正に伴う財政影響額	940	1,060	1,094	3,094
⑥高額医療合算介護サービス費等 給付額	9,285	9,749	10,237	29,271
⑦審査支払手数料	2,259	2,372	2,491	7,122
①～⑦小計 （標準給付費）	2,913,891	3,084,376	3,239,855	9,238,122
地域支援事業費	191,966	198,200	205,063	595,229
合 計	3,105,857	3,282,576	3,444,918	9,833,351

資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化システム」

① 総給付費

介護給付費及び予防給付費（P126、P127を参照）

② 特定入所者介護サービス費等給付額

施設入所及びショートステイ利用に係る食費・居住費の補足給付費

③ 特定入所者介護サービス費等給付額に、第9期計画期間の介護報酬改定率を乗じた給付額

④ 高額介護サービス費等給付額

自己負担上限額超過分の償還給付

⑤ 高額介護サービス費等給付額に、第9期計画期間の介護報酬改定率を乗じた給付額

⑥ 高額医療合算介護サービス費等給付額

医療保険、介護保険の自己負担合算額が年間上限を超過した場合の償還給付。

⑦ 審査支払手数料

事業所請求に係る国民健康保険団体連合会の審査手数料（1件あたり60円）

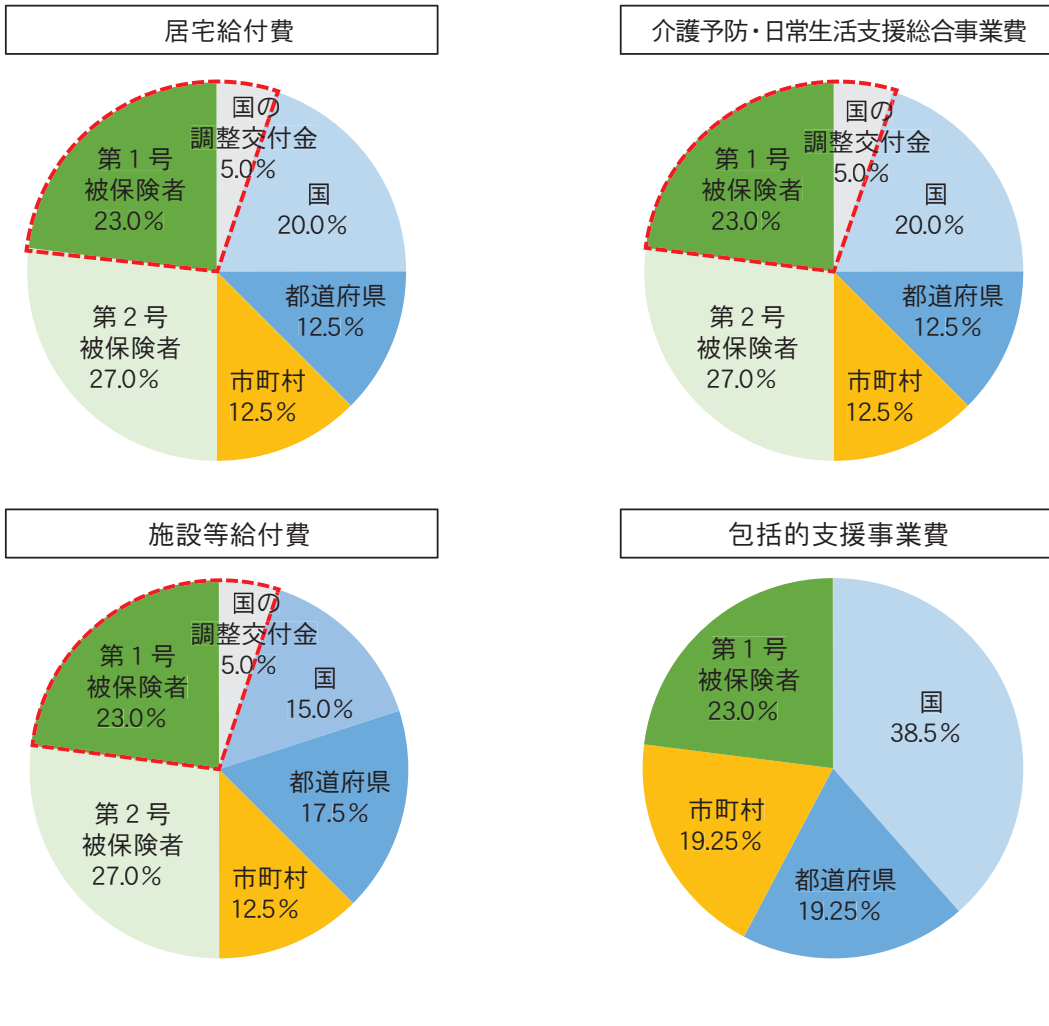
第4 介護給付費等の財源

介護保険サービスを利用した場合、費用の1割（一定以上の所得がある人は2割または3割）を利用者が負担し、残りの9割（給付費）は介護保険財源により賄われることになっています。この介護保険財源は、公費と保険料とで50%ずつを負担します。

この公費分は、国、宮城県、市がそれぞれ分担して負担し、保険料は、第1号被保険者及び第2号被保険者が負担します。

【標準的な介護保険財源内訳（負担区分）】

富谷市は、 が第1号被保険者の負担（国の調整交付金0%）



※上記図は一般的な割合を示しています。

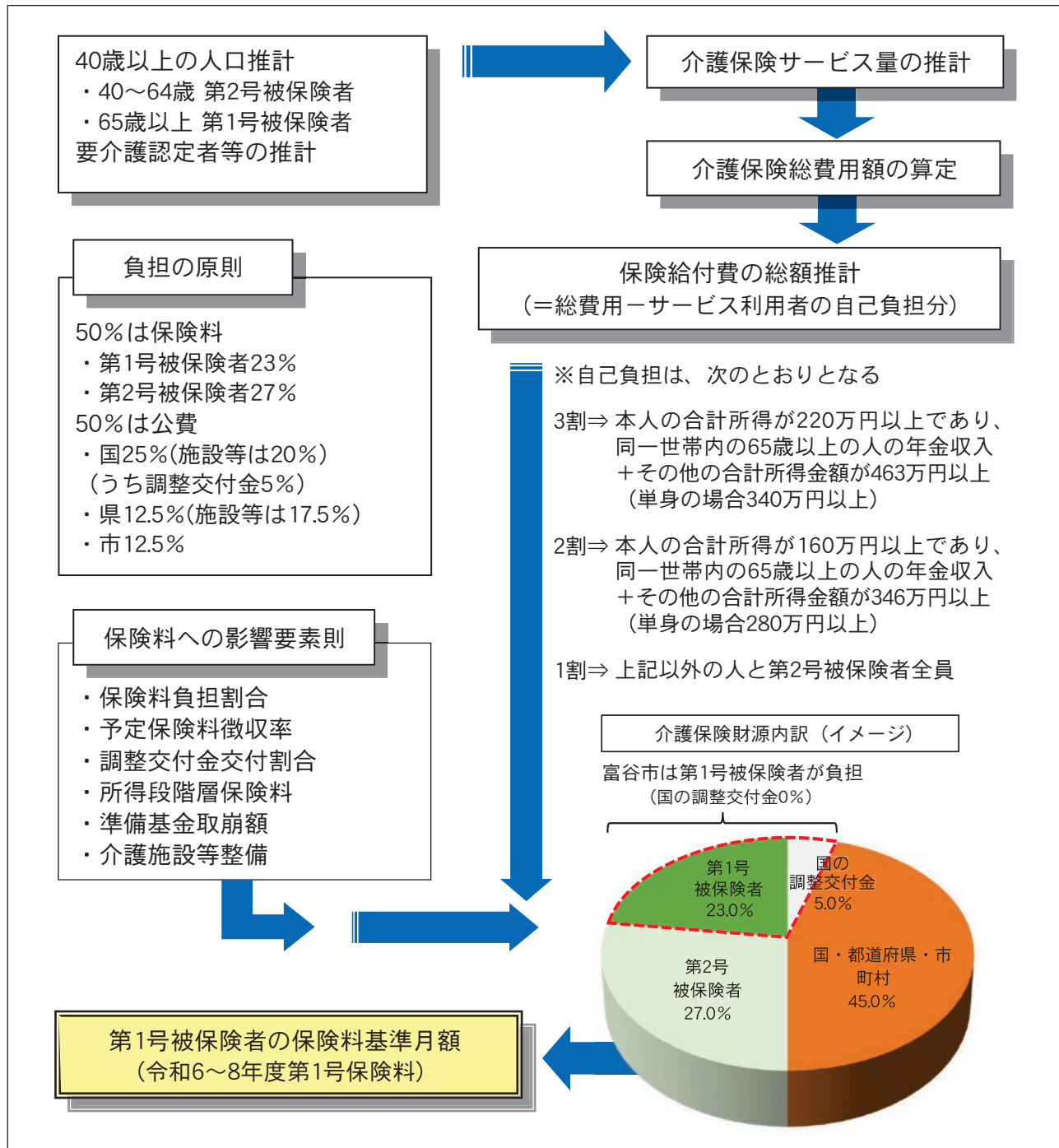
※調整交付金とは、自治体毎に異なり、介護認定を受けやすい75歳以上人口や所得段階別の人口割合の、全国平均との格差により生じる保険料準備額の格差調整のために交付されるものです。

※富谷市では、調整交付金は0%となり第1号被保険者の負担となります。

第5 第1号被保険者の保険料

1 第1号被保険者の保険料の算定フロー

【フローチャート(流れ)図】



月額保険料の算出方法

$$\frac{\text{保険給付費の総額} \times (\text{第1号保険料率}23\% + (5\% - \text{調整交付率}))}{\text{第1号被保険者数} \times 12}$$

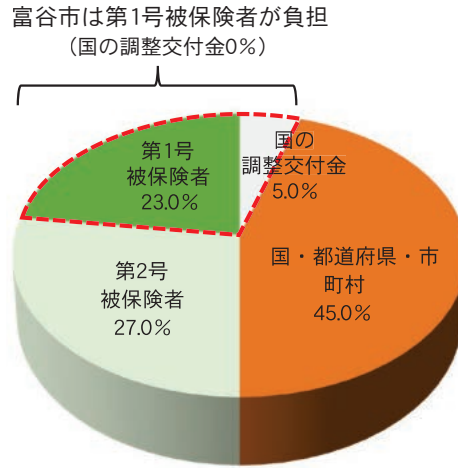
第1号被保険者数 × 12

※富谷市は調整交付率0%

介護保険に係る財源の1/2は公費負担（目安：国25%、都道府県12.5%、市町村12.5%）で、残りの1/2は被保険者からの保険料でまかなわれます。

本計画期間については、第8期計画期間の負担割合が据え置かれたので、第1号被保険者（65歳以上の方）は23.0%、第2号被保険者（40歳～64歳の方）は27.0%の負担となります。

○介護保険財源内訳（イメージ）※再掲

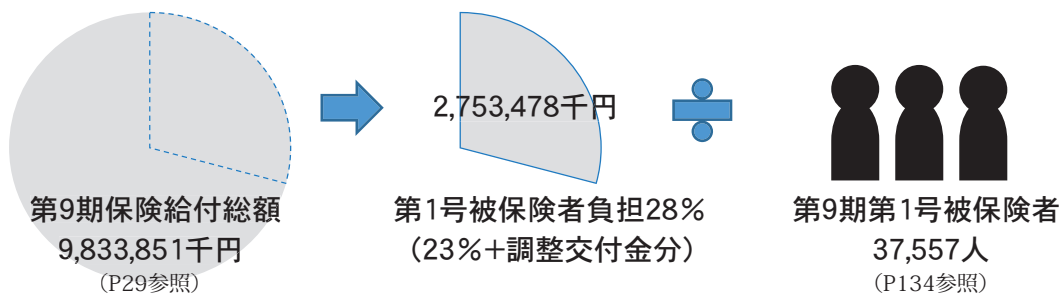


第1号被保険者の保険料は、本人や世帯の課税状況などをもとに、高齢者の負担能力に応じた所得段階別の定額で設定されます。

本計画中の保険料については、第8期計画では保険料段階を12段階で設定していましたが、第9期計画より負担割合を変更し、14段階制とし細分化を図り、令和6年度から令和8年度における、第1号被保険者の保険料の基準月額を算出しました。

第1号被保険者の保険料基準額（月額）は、5,750円になりました。

月額保険料の算出方法の流れ



総額2,753,478千円 ÷ 第1号被保険者37,557人 = 73,315円 … 年間保険料
73,315円 ÷ 12 (ヶ月) = 6,109円 … 保険料基準月

※基準月額 5,750 円に設定するため、差額の 359 円 (6,109 - 5,750) × 12 (ヶ月) × 37,557 人 = 1 億 6,000 万円の介護給付費準備基金の活用

2 第8期計画との比較表

第8期計画期間中の第1号被保険者の介護保険料の基準月額（第5段階の保険料）は、月額5,923円に介護給付費準備基金を活用したことにより、5,750円となり、第7期計画の基準月額から据え置きとなりました。

第9期計画については、高齢化に伴う認定者の増加、介護報酬の上昇等により第8期計画と比較して約11%程度の保険給付費の上昇が見込まれますが、第1号被保険者数の増加に加え、介護給付費準備基金を活用することにより月額5,750円を維持します。

【第8期計画と第9期計画の比較表】

区 分	第8期計画 R3～R5年度 (A)	第9期計画 R6～R8年度 (B)	比 較 B / A
保険給付費 (サービスの利用)	8,878百万円	9,834百万円	1.11倍
第1号被保険者数 (保険料負担の担い手)	34,806人	37,557人	1.08倍
被保険者1人あたり 保険給付費	255千円	262千円	1.03倍
第1号保険料の 基準月額 (基金活用前※)	5,750円 (5,923円)	5,750円 (6,109円)	1.00倍 (1.03倍)

【介護保険料基準月額の推移（第1号被保険者）】

(単位：円)

	第1期 H12～14	第2期 H15～17	第3期 H18～21	第4期 H22～23	第5期 H24～26	第6期 H27～29	第7期 H30～R2	第8期 R3～R5
富谷市	2,226	3,275	4,096	4,298	4,826	5,590	5,750	5,750
宮城県※	2,697	3,007	3,648	3,999	4,846	5,451	5,799	5,939
全 国※	2,911	3,293	4,090	4,160	4,972	5,514	5,869	6,014

※宮城県、国は平均基準月額で表記。

3 第1号被保険者の保険料と所得段階区分

令和6年度から令和8年度までの所得段階別の人数、調整割合と保険料額（月額・年額）は、以下のとおりとなります。

【第9期計画所得段階別人数（第1号被保険者）】

（単位：人）

段階	対象になる方	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方 ・世帯全員が市町村民税非課税の方で、（第3段階まで同じ）前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	1,343	1,373	1,398	4,114
第2段階	・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	856	875	890	2,621
第3段階	・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	767	784	798	2,349
第4段階	・世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	1,796	1,836	1,869	5,501
第5段階 （基準段階）	・世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1,916	1,960	1,994	5,870
第6段階	・本人が市町村民税課税で（以降の段階で同じ）、前年の合計所得金額が120万円未満の方	2,069	2,116	2,154	6,339
第7段階	・前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満未満の方	1,777	1,817	1,849	5,443
第8段階	・前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満未満の方	897	917	933	2,747
第9段階	・前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満未満の方	327	335	341	1,003
第10段階	・前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満未満の方	201	205	209	615
第11段階	・前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満未満の方	62	63	64	189
第12段階	・前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満未満の方	61	63	64	188
第13段階	・前年の合計所得金額が720万円以上1,000万円未満未満の方	85	87	88	260
第14段階	・前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	104	106	108	318
	合計	12,261	12,537	12,759	37,557

【第9期計画所得段階別保険料額（第1号被保険者）】

区分	国		富谷市				
	段階	調整割合(%)	段階	対象になる方	調整割合(%)	月額保険料(円)	年額保険料(円)
基準額より軽減される方	第1段階	0.455	第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方 ・世帯全員が市町村民税非課税の方で(第3段階まで同じ)、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	※ (0.455) 0.285	(2,617) 1,638	(31,500) 19,700
	第2段階	0.685	第2段階	・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	※ (0.65) 0.40	(3,738) 2,300	(44,900) 27,600
	第3段階	0.69	第3段階	・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	※ (0.69) 0.685	(3,968) 3,939	(47,700) 47,300
	第4段階	0.90	第4段階	・世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.85	4,888	58,700
基準額	第5段階	1.00	第5段階	・世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.00	5,750	69,000
基準額より増額される方	第6段階	1.20	第6段階	・本人が市町村民税課税で(以降の段階で同じ)、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	6,900	82,800
	第7段階	1.30	第7段階	・前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	7,475	89,700
	第8段階	1.50	第8段階	・前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	8,625	103,500
	第9段階	1.70	第9段階	・前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.65	9,488	113,900
	第10段階	1.90	第10段階	・前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.70	9,775	117,300
	第11段階	2.10	第11段階	・前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	1.80	10,350	124,200
	第12段階	2.30	第12段階	・前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	1.85	10,638	127,700
第13段階	2.40	第13段階	・前年の合計所得金額が720万円以上1,000万円未満の方	2.00	11,500	138,000	
		第14段階	・前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	2.25	12,938	155,300	

○年間保険料については、100円未満切り上げ

※第1段階から第3段階の対象者は、公費による引き下げにより負担を軽減します。